

付議案第 41 号

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 4 年 7 月 27 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市立南市民センターの大規模改修工事において福岡市塩原音楽・演劇練習場と複合化することに伴い、福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立市民センター条例施行規則（昭和 52 年福岡市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「福岡市立東市民センター専用駐車場」の次に「及び福岡市立南市民センター専用駐車場」を加え、同項第 2 号中「福岡市立南市民センター専用駐車場及び」を削る。

別表第 3 備考中「福岡市南図書館」の次に「、福岡市塩原音楽・演劇練習場」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 8 月 27 日から施行する。

<p>(2) 利用時間が2時間を超える場合 合 300円</p>	<p>(2) 利用時間が2時間を超える場合 合 300円</p>
<p>備考 この表の規定にかかわらず、センター、福岡市東区図書館、福岡市千早音楽・演劇練習場、福岡市南区図書館、<u>福岡市塩原音楽・演劇練習場</u>、福岡市中央区図書館、福岡市城南区図書館又は福岡市西区図書館を利用した者以外のものがセンター駐車場を利用した場合の使用料の額は、利用時間1時間までごとに500円とする。</p>	<p>備考 この表の規定にかかわらず、センター、福岡市東区図書館、福岡市千早音楽・演劇練習場、福岡市南区図書館、<u>福岡市塩原音楽・演劇練習場</u>、福岡市中央区図書館、福岡市城南区図書館又は福岡市西区図書館を利用した者以外のものがセンター駐車場を利用した場合の使用料の額は、利用時間1時間までごとに500円とする。</p>

福岡市立市民センター条例施行規則（昭和52年福岡市教育委員会規則第11号）の一部を改正する規則

1 改正の理由

本件は、福岡市立南市民センターの大規模改修工事において福岡市塩原音楽・演劇練習場と複合化することに伴い、駐車場に関する規定を改める等の必要があるため、規則を一部改正するもの。

2 内 容

- ・南市民センター専用駐車場の共用時間（午前8時30分から午後10時30分まで）を東市民センターと同じ午前8時30分から午後11時までとする。
- ・複合化により塩原音楽・演劇練習場の利用者が南市民センター専用駐車場を利用した際の利用料について、センター及び南図書館利用者と同額とする。

3 施行期日

令和4年8月27日